障がいのあるお子さんなら

障がいのあるお子さんの自立と社会参加をサポートしています。

障がいのある方やその家族など、日常生活をする上でのさまざまな相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

身体障害者手帳

県が発行します。
受付等を市が行います。

担当：障がい福祉課

身体障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
身体障害者手帳は、障害の程度によって１級から６級までに区分されます。

対　　象	視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・肝臓機能・呼吸器機能・ぼうこうまたは直腸機能・小腸機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいのある方
申請方法	初めて手帳の交付を申請する場合は、必要書類を担当まで提出してください。 すでに手帳をお持ちの方も、申請内容に変更があった場合は、担当に届出が必要です。

療育手帳

県が発行します。
受付等を市が行います。

担当：障がい福祉課

知的障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。療育手帳は、Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２に区分されます。

対　　象	児童相談所または総合療育相談センター（知的障害者更生相談所）で、知的障がいと判定された方
申請方法	初めて手帳の交付を申請する場合は、必要書類を担当まで提出してください。 すでに手帳をお持ちの方も、申請内容に変更があった場合は、担当に届出が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

県が発行します。
受付等を市が行います。

担当：障がい福祉課

精神障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
等級は１級から３級に区分されます。

対　　象　精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から６か月以上経過している方

申請方法　初めて手帳の交付を申請する場合は、必要書類を担当まで提出してください。
すでに手帳をお持ちの方も、申請内容に変更があった場合は、担当に届出が必要です。

伊勢原市福祉手当

担当：障がい福祉課

毎年４月１日現在で、市内に居住している身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。
ただし、施設に入所している方および障害児福祉手当（37ページ）、特別障害者手当、福祉手当（経過措置）を受給している方は支給されません。

対象及び支給額　次の表のとおりです。

障がいの程度	年額
①１・２級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②知能指数35以下（Ａ１・Ａ２）の方 ③精神障害者保健福祉手帳１級の方	25,000円
①３・４級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②知能指数50以下（Ｂ１）の方 ③精神障害者保健福祉手帳２級の方	17,000円
①５・６級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②知能指数75以下（Ｂ２）の方	9,000円

特別支援学校在学者福祉手当

担当：障がい福祉課

特別支援学校に在学している障がい児者に対して手当を支給します。

対　　象　市内に居住する障がい児者で、学校教育法第72条に規定する特別支援学校に在学する方

支給額　小学部以下：年額48,000円　　中学部以上：年額57,000円

特別児童扶養手当

県の実施事業です。
受付等を市が行います。

担当：障がい福祉課

知的障がい、身体障がいまたは精神障がいの状態等にある児童（満20歳未満）を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給します。
ただし、公的年金の給付を受けている場合や施設に入所している場合、また、所得が一定額を超える場合は支給されません。

対　　象　重度または中度の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって養育する方

支 給 額　重度障がい児：【平成29年４月から】月額 51,450円
中度障がい児：【平成29年４月から】月額 34,270円

障害児福祉手当

担当：障がい福祉課

身体障がい、知的障がいまたは精神障がいのある20歳未満の在宅の重度障がい児に手当を支給します。ただし、この手当を受給した場合、伊勢原市福祉手当は支給されません。

対　　象　日常生活で常に介護を必要とする状態にあり、別に定める障がいが１つ以上あるか、それと同程度以上の状態にあり、次のすべてに該当する方
① 20歳未満であること
② 在宅であること（施設に入所していないこと）
③ 障がいを支給事由とする他の公的年金などを受けていないこと
④ 年間所得が基準以下であること

支 給 額　【平成29年４月から】月額 14,580円

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付

担当：障がい福祉課

小児慢性特定疾患児に対し日常用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

対　　象　小児特定疾患の対象患児（市の担当が訪問調査を行います。）

自己負担　所得に応じた負担があります。

自立支援医療（育成医療）

担当：障がい福祉課

身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がいを除去または軽減するために治療を受けた場合、医療費の助成を受けることができます（事前申請が必要です）。

対　　象

18歳未満で次の身体障がいのある児童（確実な治療効果が期待できるものに限ります。）

① 肢体不自由
② 視覚障害
③ 聴覚、平衡機能障害
④ 音声言語、そしゃく機能障害
⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓機能障害
⑥ ⑤を除く先天性の内蔵機能障害
⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

自己負担

原則として、医療費の１割を負担していただきます（保護者などの世帯の所得に応じて１か月の負担上限額が決定されます）。なお、市町村民税所得割額が基準以上の場合は、制度の対象外となる場合があります。

心身障害者医療費助成

担当：障がい福祉課

重度障がい者の方が医療機関を受診する場合に、保険診療分の自己負担額を助成します（入院時食事療養費は対象外です）。精神障害者保健福祉手帳の方は、通院医療の保険診療分の自己負担額を助成します。

対　　象

次のとおりです（前年の所得が特別障害者手当における所得制限限度額（本人の所得が扶養親族がいない場合は年間360万４千円）以上の方は助成の対象外になります）。

① １級、２級の身体障害者手帳の交付を受けている方
② 知能指数が35以下の方（療育手帳Ａ１、Ａ２の交付を受けている方）
③ ３級の身体障害者手帳の交付を受けている方で知能指数が50以下の方
④ １級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（通院医療費のみ助成）
※ 65歳以上で平成27年４月１日以降、新たに障害者手帳の交付を受けた方は対象となりません。

利用方法

対象となる方に医療証を発行しますので、健康保険証とともに医療機関等の窓口で提示してください。
なお、医療証が使用できないケースでの手続きは、次の表のとおりです。

医療証が使用できないケース	手　続　き　方　法
医療証発行前に医療機関等を受診（有効期間内の受診に限ります。）	一旦、自己負担していただき、領収書（保険点数、受診者名が記載されているもの）を必要書類とともに障がい福祉課に提出し、払い戻しの手続きをしてください。 後日、指定された口座に保険診療分の自己負担額を振り込みます。 申請期限は、受診した日から１年間です。
神奈川県外の医療機関等を受診	

障害福祉サービス

担当：障がい福祉課

障がいのある方が利用できるサービスです。介護や機能訓練などのサービスを利用した時に、かかった費用の９割を支給します。

対　　象　身体障害者手帳取得者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等

サービスの名称	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において入浴･排泄･食事の介護などを行います。
行動援護	著しい行動障がいを有し、常に介護を必要とする方に対し、移動の介護を行います。（知的障がい者児、精神障がい者）
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、外出する際に必要な援助を行います。
短期入所	介護者の疾病等により介護が困難な場合、一時的に施設に入所することができます。
重度訪問介護	常に介護が必要な方に対して、入浴、排泄、移動などの介護を総合的に行います。
療養介護	医療を要し、かつ、常に介護が必要な方に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に対し、主に日中、障害者支援施設等で行われる身体介護や創作活動、生産活動等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方で､その必要度が著しく高いものに対して､居宅介護などのサービスを包括的に行います。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所する方に対して､主に夜間に入浴､排泄、食事等の介護を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居における相談や入浴・排せつ等の日常生活上の世話や援助を行います。
自立訓練	有期のプログラムにより、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行います。
就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業者に雇用されることが困難な方を対象とし、継続的な就労支援を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院に長期入院している方に対し、地域での生活をするために、住居の確保やその他の活動に関する相談を行います。
地域定着支援	退所・退院するなどして居宅において単身で生活する方に対し、連絡体制を確保し、緊急の相談等に対応します。

自己負担　原則として、利用したサービス費用の１割と、施設等を利用している方は、食費や光熱水費などの実費を負担していただきますが、所得の低い方等には、さまざまな軽減措置があります。

障害児相談支援事業所

担当：障がい福祉課

障がい児の日常生活や障害福祉サービスなどの相談をお受けします。

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	受付時間	休み
こども教室・あん	岡崎6773-6	74-5088	平日:午前9時30分～午後５時 土曜:午前9時30分～正午	日曜・ 祝日
すこやか園 生活支援センター	桜台4-5-20	93-6953 94-3846	午前10時～午後4時30分	日曜・ 祝日
つくしんぼ	田中300 ﾓﾝﾃｰﾙ伊勢原1F	93-5757	午前9時30分～午後3時30分	日曜・ 祝日
サポートセンター ひこうせん	下糟屋95-4	92-0014 26-3118	平日:午前9時30分～午後5時30分 土曜:午前9時30分～午後3時30分	日曜・ 月曜
しあわせハート 相談室	串橋151	090-2654-7144 71-5131	平日:午前10時～午後5時 日曜:午前10時～正午	土曜・ 祝日
相談もいちど倶楽部	大住台3-5-17	050-3585-9346	平日:午前10時～午後4時 土曜:午前10時～午後2時	日曜・ 祝日

障害児通所支援制度

担当：障がい福祉課

障がいのあるお子さんが専門的な訓練等を利用できるサービスです。

対　　象

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障がい児
② 特別児童扶養手当受給者
③ 特別支援級の在籍、または特別支援学校在籍の方
④ 自立支援医療（精神）を受給している方
⑤ 上記以外の場合は、医師による診断書または意見書によって、療育の必要性が認められた児

自己負担

原則として、利用したサービス費用の１割を負担していただきます（保護者などの世帯の所得に応じて、負担が軽減される場合があります）。

レスパイトサービス

担当：障がい福祉課

知的障がい児者がいる家庭の日頃の心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、市内事業所で一時的（夏休み、冬休み(年末年始を除く）、春休み）に預かり、養育や介護を行います。

対　　象　市内在住の小学生以上の知的障がい児者を持つ家族

自己負担　４時間まで：500円　４時間超：1,000円　※ 生活保護世帯などは無料
（食事代500円）

地域生活支援事業

担当：障がい福祉課

障がい者の社会参加と自立を促進する目的で行う事業です。地域の特性や利用者の状況に応じて、市が自主的に取り組んでいます。

対　　象　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
※ 各事業によって異なります。

事業の名称	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚等に障がいがある方の意思疎通を図るため、公共機関や医療機関などに手話通訳者または要約筆記者を派遣します。また、市障がい福祉課窓口に毎週月曜日と木曜日の午後と火曜日と金曜日の午前中、手話通訳者を設置します。
移動支援事業	主に全身性障がい、知的障がい、精神障がい、難病がある方で、外出が困難な人に対して移動の支援を行います。
重度障害者移送サービス（やまどり号）	重度障がい者の公共機関や医療機関への移動手段を確保するために、リフト付きハンディキャブ「やまどり号」を運行します。
日中一時支援事業	介護者等の一時的な休息と日中の活動の場を提供します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障がい者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
日常生活用具給付事業	重度の障がいがある方に対し、日常生活の便宜を図る目的で、福祉用具等を給付します。（特殊寝台、入浴補助用具、盲人用ポータブルレコーダー、盲人用体重計、聴覚障がい者用屋内信号装置、透析液加温器、ＦＡＸ、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストマ用装具等）※介護保険制度の利用が優先となります。
訪問入浴事業	家庭や施設での入浴が困難な重度の障がい者の、保清や家族の負担軽減を図るため、訪問入浴車を利用した入浴サービスを実施します。※介護保険制度の利用が優先となります。
自動車改造費の助成	身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車のハンドルやアクセルなどを改造する費用の一部を助成します（限度額10万円、所得制限あり）。
自動車運転免許取得費の助成	下肢などの重度障がい者が運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。（限度額10万円）上肢１級、体幹１～３級、下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸１～４級の方が対象となります。

自己負担　利用するサービス毎に自己負担額が異なります。

障がい福祉課では、障がいのある方やお子さんのさまざまな相談に応じています。障がいのあるお子さんを育てている方が利用できる制度について、市が自主的に行っている取組だけでなく、国や神奈川県が実施している制度についてまとめた冊子「障がい福祉制度案内ガイドブック」を窓口で配布しておりますので、ご利用ください。